

比較政治経済学における歴史的制度論は「格差」をどのように捉えてきたのか？

大阪市立大学 稗田健志

1. はじめに

本報告は、歴史的制度論 (historical institutionalism) に基づく比較政治経済学の学説史を振り返り、歴史的制度論が格差と不平等の問題をどのように説明しようとしてきたのか、何が明らかとなっており、何が今後の課題となっているのかを検証する。ここでいう、歴史的制度論とは、「政治的闘争が、それが行われる舞台となる制度的枠組みによってどのように媒介されるのかを明らかにしようとする」研究潮流を指している¹。制度が政治的帰結にどのように影響するのかという観点からの研究はこれまで多くの分野で重要な成果を挙げた。例えば、政党システムの形成や国家建設の研究などがそれにあたる。しかし、経済成長や失業といったマクロな経済パフォーマンスや人々の享受する福祉に政治が与える影響をさぐる比較政治経済学において、最も顕著な貢献をなしてきたといっても過言ではないだろう。本報告は、比較政治経済学の中でも、特に格差や不平等を規定する要因を探る研究に焦点を絞り、そこでの歴史的制度論の研究成果を論じる。もちろん、「格差」は人種間や民族間の待遇格差などさまざまなものを意味しうるが、比較政治経済学の守備範囲に倣い、ここでは階級間格差や所得格差といった経済的次元の格差と、ジェンダー間の格差に限定する。

2. ネオ・コーポラティズム論争と所得格差

詳しくは田中報告に譲るが、政治アクターの政治過程における実際の「行動」に焦点を当ててきた政治学が「制度」に再び注目するようになった一つのきつ

¹ K. Thelen and S. Steinmo. "Historical Institutionalism in Comparative Politics." In *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, edited by Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth, Cambridge: Cambridge University Press, 1992, p. 2.

かけが、ネオ・コーポラティズム論争であった²。アメリカで主流となった多元主義論では、資本家階級も労働者階級も「経営者団体」や「労働組合」といった利益団体の一部として捉えられ、国家の行う政策は政策過程におけるその他もろもろの利益団体のインプットを反映するに過ぎないと考えられていた。しかし、戦後の経済成長が相対的に自律した国家によるマクロ経済運営に負っていることは明らかであり³、しかも視線を西ヨーロッパに向ければ、多くの国でマクロ経済運営の政策形成において資本家階級の代表と労働者階級の代表が特権的地位を与えられていた。

ここでいうネオ・コーポラティズムとは、経営者団体や労働組合のナショナルセンターといった労使の頂上団体が産業別および事業所別のそれぞれの職能団体を階層的に組織し、しかもそうした頂上団体が国家の承認の下で、法令上あるいは事実上、それぞれの階級を独占的かつ包括的に組織したうえで、政労使の三者による協議・合意によって政策形成を行う利益代表システムを指す⁴。1970年代から1980年代にかけてこのネオ・コーポラティズムに注目が集まった理由は、実践的には二度の石油ショックという経済危機にあつて、西欧の小国が比較的良好な経済パフォーマンスを維持したことがある。ここで焦点となったのは、それぞれの階級に合意を強制できる労使の頂上団体が、賃上げ抑制とその補償としての社会保障拡充を交換する「所得政策」であった。これが物価上昇と賃金上昇のスパイラルを防ぎ、良好な経済パフォーマンスを実現したというわけである。そして、こうした西欧の小国における19世紀以降の右派と左派の勢力関係、特に1930年代から1940年代の大恐慌・ファシズム・第二次世界大戦という危機が生み出したエリート間の協調にネオ・コーポラティズムという制度の起源を求める議論や(Katzenstein, 1985)、ネオ・コーポラティズ

² P. Schmitter and G. Lehmbruch eds., *Trends toward Corporatist Intermediation*, London: Sage Publications, 1979 (『現代コーポラティズム I: 団体統合主義の政治とその理論』山口定監訳, 木鐸社, 1984年); G. Lehmbruch and P. Schmitter eds., *Patterns of Corporatist Policy-Making*, London: Sage Publications, 1982 (『現代コーポラティズム II: 先進諸国の比較分析』山口定監訳, 木鐸社, 1986年).

³ A. Shonfield, *Modern Capitalism: The Changing Balance of Public and Private Power*, London; New York: Oxford University Press, 1965 (『現代資本主義』海老沢道進他訳, オックスフォード大学出版局, 1968年).

⁴ P. Schmitter, "Still the Century of Corporatism?", *Review of Politics*, vol. 36, no. 1, 1974, pp. 93-94.

ムの水準、すなわち労使による賃金決定が生じるレベル（国家・産業別・企業別）が経済成長やインフレ率といった経済的帰結に与える影響を探る研究などが盛んに行われた⁵。

「格差」との関係で注目すべきは、ネオ・コーポラティズム論のかなり早い段階で、所得格差と密接に関連する失業率とネオ・コーポラティズムとの関係が実証的に検討されていたことである。レームブルッフとシュミッターが編纂したアンソロジーでは、シュミットが、すでに強いコーポラティズムによる賃上げ抑制が失業率を抑制するという議論を相関分析から行っていた⁶。ただし、所得格差そのものを捉えるデータの不足から、ネオ・コーポラティズムと所得格差の問題を正面から扱う研究は1990年代を俟たなければならなかった。

1990年代に入ると、重要な研究がいくつか出てくる。例えば、ウォーラースタインやポンツソン他は、OECDが公表する各国の賃金水準の100分位データを用い、賃金交渉の集権度が高いほど賃金格差が縮小するという結果を得ている⁷。これは、組織化の程度の高い包括的な労働組合の参加する頂上レベルの賃金交渉は、産業セクター間や異なる技能水準の間の賃金格差を平準化する方向に働くことを示している。つまり、労使の利益交換が行われる制度のあり方が労働市場での所得分配のあり方に影響するのである。

3. 権力資源動員論と福祉レジーム

ネオ・コーポラティズム論と密接に関連しながらも、先進民主主義諸国にお

⁵ L. Calmfors and J. Driffill, "Bargaining Structure, Corporatism, and Macroeconomic Performance", *Economic Policy*, vol. 3, no. 6, 1988, pp. 13-61; P. Lange and G. Garrett, "The Politics of Growth: Strategic Interaction and Economic Performance in the Advanced Industrial Democracies, 1974-1980", *Journal of Politics*, vol. 47, no. 3, 1985, pp. 792-827; P. Lange and G. Garrett, "The Politics of Growth Reconsidered", *Journal of Politics*, vol. 49, no. 1, 1987, pp. 257-74.

⁶ M.G. Schmidt, "Does Corporatism Matter? Economic Crisis, Politics and Rates of Unemployment in Capitalist Democracies in the 1970s", In *Patterns of Corporatist Policy-Making*, edited by G. Lehmbruch and P. Schmitter, London: Sage, 1982, pp. 237-58.

⁷ M. Wallerstein, "Wage-Setting Institutions and Pay Inequality in Advanced Industrial Societies", *American Journal of Political Science*, vol. 43, no. 3, 1999, pp. 649-80; J. Pontusson, D. Rueda, and C. R. Way, "Comparative Political Economy of Wage Distribution: The Role of Partisanship and Labour Market Institutions", *British Journal of Political Science*, vol. 32, no. 2, 2002, pp. 281-308.

ける格差と平等を捉える理論（と一つの「処方箋」）を唱えたのが権力資源動員論であった。ネオ・マルクス主義国家論においては、相対的に自律した国家はあくまでも資本主義経済を維持するために福祉政策の拡充のような介入政策を採ると考えられていたが⁸、権力資源動員論者はもう一步踏み込み、国家は市民社会における労資階級間の権力バランスを反映するので、その権力バランス次第では資本家階級の利益に反した政策を国家領域で実現することも可能だと論じた⁹。

ここで階級間の権力バランスを規定するのが、労働者階級の組織化のあり方である。資本の権力資源への対抗は、労働者階級側が生産過程を止めるストライキという集合行為を実現できるかどうかにかかっている。そして、個々の労働者が労働組合に組織化され、さらに個々の労働組合が産業別組合、そしてナショナルセンター、といった具合に階級的に組織化されており、しかも一つのナショナルセンターが独占的地位を占めるような包括性をもつとき、労働者階級全体として資本側に対抗することが可能となる。このように、生産過程では組織化された労働者が使用者に匹敵するだけの権力資源をもち、政治過程ではその数を活かして労働者階級の利害を代弁する社会民主主義政党を政権に就けることができるとき、使用者側から譲歩を引き出し、「同一労働同一賃金」を意味する連帯的賃金と、寛大な福祉政策を確保できるというわけである。これは当然、平等な社会の実現を意味している。

ここで、労働者階級側の権力資源動員により獲得される寛大な福祉政策が、労働側の「対自的」な階級形成を促す制度としても捉えられていた点に注目しておきたい。エスピン＝アンデルセンによれば、労働側が資本側に対抗するに十分な権力資源の動員を行うには階級内連帯が必要であり、その実現には労働の「脱商品化」が求められる。さらに、後者のためには、普遍主義的で寛大な

⁸ J. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, New York: St. Martin's Press, 1973 (『現代国家の財政危機』池上惇・横尾邦夫監訳、御茶の水書房、1981年); C. Offe, *Contradictions of the Welfare State*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1984.

⁹ W. Korpi, *The Working Class in Welfare Capitalism: Work, Unions and Politics in Sweden*, London; Boston: Routledge & Kegan Paul, 1978; W. Korpi, *The Democratic Class Struggle*, London: Routledge & K. Paul, 1983; J.D. Stephens, *The Transition from Capitalism to Socialism*, N.J.: Humanities Press, 1979.

社会保障政策が制度化されなければならない¹⁰。もし、労働が「脱商品化」されず、労働者の生活が自らの労働力の切り売りにのみ依存するならば、集合行為に参加することは困難になるからである。

このような権力資源動員論の理論的發展から、「福祉レジーム」という概念が登場する。エスピン＝アンデルセンは、それまでの研究が福祉国家の寛大さを測る指標として政府支出の対 GDP 比を利用してきたことを批判し、より直接的に福祉国家が市民を「脱商品化」する程度と、「階層化」する程度を測定することを提唱した¹¹。そして、その結果に基づき、先進民主主義諸国を三つのレジームに分類したのである。すなわち、労働者階級と農民階級の階級連合によって福祉国家を形成したため、脱商品化の度合いが高く、階層間格差の程度は低い社会民主主義レジーム。労働者階級の権力資源動員はある程度高いものの、絶対主義とギルド制の遺制が産業セクターごとに分立した社会保障制度を作り出したため、脱商品化の程度も階層化の程度も高い保守主義レジーム。そして、歴史的に労働者階級の権力資源動員が弱く、ミーンズテスト付きの選別的給付のプレゼンスが大きいため、脱商品化の度合いは低く、選別的サービスを受ける層と私的なサービスを購入する層で階層間格差が大きい、自由民主主義レジームである。

このエスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論は、先進諸国を分類する枠組みとして非常に重宝されたが、基本的な因果関係は権力資源動員論に依拠しており、労働者階級の強力な権力資源動員が作り出した社会民主主義レジームが最も平等で公平な社会を実現すると主張していることは明らかである。さらに、他の権力資源動員論に基づく福祉国家論も、社会保障支出の規模や給付水準の寛大さから間接的に、北欧諸国が平等な社会を達成してきたと論じてきた。一方、より直接的に、ルクセンブルク所得調査 (LIS) のデータを用いて当初所得と可処分所得のジニ係数を分析した研究も、高い労働組合組織率と左派政党の

¹⁰ G. Esping-Andersen, *Politics against Markets: The Social Democratic Road to Power*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1985.

¹¹ G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1990 (『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態』岡沢憲英・宮本太郎監訳，ミネルヴァ書房，2001年)。

政権参画が再分配前と再分配後双方のジニ係数を下げる効果を確認している¹²。いずれにせよ、権力資源動員論は、良く組織化された強力な労働運動が市民社会における労資間の権力バランスを労働側に有利に変え、それが集権的賃金交渉制度と寛大な社会保障制度を資本側に押しつけ、平等で公平な社会を実現すると主張したのであった。

4. 階級間格差とジェンダー格差の交錯：フェミニスト福祉国家論

格差と不平等をめぐる比較政治経済学の展開を見ていくうえで言及しなければならないのが、フェミニスト福祉国家論によるエスピノーアンデルセンの福祉レジーム論に対する批判である¹³。エスピノーアンデルセンが「福祉国家」ではなく「福祉レジーム」という概念を導入した理由は、人々への福祉の供給は国家・家族・市場が分担して行っており、その分担のあり方がレジームごとに異なることを捉えるためであった¹⁴。しかし、実際の分析では国家と市場との役割分担に力点が置かれ、家族の福祉供給機能への注目は後景に退いていた感は否めない。フェミニスト福祉国家論者が問題にしたのは、ジェンダーに盲目的な分析が、経済システムや政府の政策が作り出す福祉レジームがジェンダー間の不平等を制度化している事実を等閑視している点にあった。

具体的には、エスピノーアンデルセンは資本による支配からの解放の程度を示す概念として「脱商品化」を用いたが¹⁵、フェミニスト福祉国家論者たちはこの概念が想定するのは「男性労働者」でしかないと批判した¹⁶。なぜなら、

¹² P. Beramendi, and T.R. Cusack. *Diverse Disparities: The Politics and Economics of Wage, Market, and Disposable Income Inequalities*, Discussion Paper of the Research Area Markets and Political Economy, Berlin: Wissenschaftszentrum, 2004; D. Bradley, E. Huber, S. Moller, F. Nielsen, and J.D. Stephens, "Distribution and Redistribution in Postindustrial Democracies", *World Politics*, vol. 55, no. 2, 2003, pp. 193-228.

¹³ J. Lewis, "Gender and the Development of Welfare Regimes", *Journal of European Social Policy*, vol. 2, no. 3, 1992, pp. 159-73; J.S. O'Connor, "Gender, Class and Citizenship in the Comparative Analysis of Welfare State Regimes: Theoretical and Methodological Issues", *British Journal of Sociology*, vol. 44, no. 3, 1993, pp. 501-18; A.S. Orloff, "Gender and the Social Rights of Citizenship: State Policies and Gender Relations in Comparative Research", *American Sociological Review*, vol. 58, no. 3, 1993, pp. 303-28.

¹⁴ Esping-Andersen, *The Three Worlds*, pp. 21-29.

¹⁵ *Ibid.*, pp. 21-23.

¹⁶ J. Lewis, "Gender and Welfare Regimes: Further Thoughts", *Social Politics*, vol. 4, no. 2, 1997, pp. 160-77.

労働力商品として労働市場で振る舞わなくて済むという事実を「解放」とするならば、そもそも労働力商品としてではなく、家庭内で不払いのケア労働に従事する女性ははじめから「解放」されていることになるからである。だが、生活の糧となる金銭的収入を男性に依存し、ケア労働の負担があるがゆえに市場で労働力商品として振る舞えない女性は、ジェンダーの観点からみれば「解放」されていないのは明らかである。むしろ、ジェンダー間の不平等の緩和という点から考えれば、賃労働へのアクセスを示す「商品化」こそが必要であり¹⁷、ケア労働のジェンダー間での公平な分担こそが重要となる¹⁸。

エスピン＝アンデルセンは、その後、こうしたフェミニスト福祉国家論者の批判を正面から受け止めて「脱家族化」という概念を導入し、ジェンダー間の不平等に関する指標を組み入れても、前著で示した三つのレジームに類型化できると主張した¹⁹。エスピン＝アンデルセンによれば、社会民主主義レジームは階級間格差を緩和するのみならず、ジェンダー間格差を平等な方向へと近づける効果が他のレジームよりも高い。その当否はさておき、権力資源動員論に基づく比較政治経済学と、ジェンダー間の不平等に焦点を当てるフェミニスト福祉国家論が対話を重ねたことは、その後の主流派比較政治経済学に大きな影響を残した。後述する「社会的投資戦略」の研究潮流が焦点を当てる政策群も、女性（特に母親）を労働市場に統合する政策が主であり、そこにフェミニスト福祉国家論との対話の影響を見て取ることは容易であろう。

5. 使用者の復権？：階級交叉連合論と資本主義の多様性論

1990年代に入ると、当時支配的であった権力資源動員論に対抗する、階級交叉連合論が登場した。階級交叉連合論の権力資源動員論に対する批判は、第一に、後者が労資をそれぞれ一枚岩の存在としてみていること、第二に、使用者側の利害や組織能力を見落としていることに向けられた。例えば、権力資源動員論によれば、経営者団体側が政労使三者の頂上レベルでの集権的賃金交渉に

¹⁷ O'Connor, "Gender, Class and Citizenship", pp. 501-18; Orloff, "Gender and the Social Rights of Citizenship", pp. 303-28.

¹⁸ Lewis, "Gender and the Development of Welfare Regimes", pp. 159-73.

¹⁹ G. Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press, 1999 (『ポスト工業経済の社会的基礎：市場・福祉国家・家族の政治経済学』渡辺雅男・渡辺景子訳、桜井書店、2000年)。

応じるようになったのは、強力な労働運動の圧力に抗しきれなくなったからだということになる。しかし、階級交叉連合論によると、そもそも世界市場で競争しなければならない輸出製造業の労使と、国際競争から保護された国内産業の労使とでは利害が異なり、中央賃金交渉制度の成立と崩壊は輸出製造業労使の利害の一致から説明できるという²⁰。その意味で、「階級を交叉した連合」(cross-class alliance)の存在が政治経済システムの説明では重要だというわけである。

この階級交叉連合論の使用者側の利害や組織能力への注目を発展させ、各国の政治経済システムをトータルに描き出そうとしたのが「資本主義の多様性 (Varieties of Capitalism)」論である²¹。ホールとソスキスによると、先進資本主義国の政治経済システムは、企業の生産戦略から二つの生産レジームに分類することができる²²。すなわち、企業間での持ち運びの容易な一般的技能に依拠し、製品・サービスのラディカルな革新に比較優位をもつ自由型市場経済と、産業あるいは企業に特化した技能に依拠し、特に製造業における漸進的な改良に比較優位をもつ調整型市場経済である。そして、資本主義の多様性論のポイントは、もろもろの制度が制度的補完性で結びついてこうした技能形成を支えているという点にある。例えば、企業が必要なときに必要な人材を労働市場で買い入れることで革新的なサービスや財を生産して利益を上げている経済システムでは、労働市場での分権的な賃金決定方式が適合的であり、職の安定は前提とされていないので、経営者と労働者の双方は企業や産業に特化した技能への投資は行わない。一方、産業別の労使間で行われる集権的な賃金交渉制度は、同一産業内での賃金を平準化することによって他企業からの熟練労働者

²⁰ J. Pontusson, and P. Swenson, "Labor Markets, Production Strategies and Wage-Bargaining Institutions: The Swedish Employer Offensive in Comparative Perspective", *Comparative Political Studies*, vol. 29, no. 2, 1996, pp. 223-50; P. Swenson, "Bringing Capital Back in, or Social Democracy Reconsidered: Employer Power, Cross-Class Alliances, and Centralization of Industrial Relations in Denmark and Sweden", *World Politics*, vol. 43, no. 4, 1991, pp. 513-44; P. Swenson, *Capitalists against Markets: The Making of Labor Markets and Welfare States in the United States and Sweden*, Oxford: Oxford University Press, 2002.

²¹ P.A. Hall, and D.W. Soskice eds, *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*. Oxford: Oxford University Press, 2001 (『資本主義の多様性：比較優位の制度的基礎』遠山弘徳他訳，ナカニシヤ出版，2007年)。

²² *Ibid.*, pp. 1-68.

の引き抜きを予防することで、それぞれの企業の労使が安心して技能形成にカネと時間を投資することを可能にする。そうして育成した熟練工が企業に利益をもたらす限り、経営者は産業別賃金交渉制度を破壊するインセンティブを持たない。賃金交渉制度が技能形成を支えているのであり、賃金交渉と企業の経営戦略はある種の「ナッシュ均衡」にあると捉えられている。

資本主義の多様性論の観点からみると、それぞれの国の福祉レジームも生産レジームとの補完性から理解されることとなる。エステヴェス-アベ=アイヴァーセン=ソスキス、は、企業の生産戦略とそれを支える社会的・経済的・政治的制度の総体を「生産-福祉レジーム」と呼ぶ。そして、福祉レジームの提供する社会的保護 (social protection) のあり方と技能形成の方式とが補完関係にあるという²³。例えば、企業間で持ち運び可能な一般的技能と流動的な労働市場に依拠する自由型市場経済では、共に低い水準の失業補償と雇用保障がそれらを支えている。一方、産業特化型技能に依拠する調整型市場経済の場合、同一産業の他企業で同じ賃金水準の職を求めることができるので雇用保障自身は重要ではないが、製品の需給変動の中で失業した際に同一産業内の仕事に留まれるのに十分な失業補償の充実が必要となる。留まることができないならば、そのような特定の産業に特化した技能に時間と資源を投資することはリスクが高くなるからである。高い賃金代替率と長期給付の失業保険は、産業特化型技能への投資のリスクを抑え、高い技能水準を前提にした経営戦略を可能にする。つまり、経営側の利益にもなるので、特定の福祉レジームが維持されていると考えるのである。

では、資本主義の多様性論は経済的果実の分配の問題についてはどのように論じているのだろうか。ホールとソスキスの議論のポイントは、自由型市場経済と調整型市場経済はそれぞれ異なる産業に比較優位を有しており、グローバル化した現在においても経済パフォーマンスに遜色はないということであった²⁴。ポンツソンはさらに、自由型市場経済と調整型市場経済という二つの生産

²³ M. Estévez-Abe, T. Iversen, and D. Soskice, "Social Protection and the Formation of Skills: A Reinterpretation of the Welfare State". In *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, edited by Peter Hall and David Soskice, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp. 145-83.

²⁴ Hall and Soskice, *Varieties of Capitalism*, pp. 1-68.

レジームを比較すると、両者は経済成長という点で遜色がなく、平等という点では後者に軍配が上がるとしている²⁵。賃金水準の平準化を図る集権的賃金交渉制度と寛大な社会保障制度を有しているのも、北欧・大陸欧州諸国の調整型市場経済が格差の小さな平等な社会を実現しているとしても不思議でない。ただし、権力資源動員論の想定とは異なり、資本主義の多様性論の主張はこうした諸制度は経営側の利益にもなっているため維持されているのだということである。

6. グローバル化・サービス経済化・金融化の下での格差

資本主義の多様性論者の主張を額面通り受け取れば、制度的補完性で互いに結びついた制度によって支えられた生産－福祉レジームは均衡状態にあるので、グローバル化が進展しても、自由型市場経済と調整型市場経済は世界市場でそれぞれの得意とする産業での優位を維持するために、レジーム間の制度的差異を維持するはずだということになる²⁶。しかし、資本主義の多様性論は1990年代までの政治経済システムを対象に構築した理論モデルであり、しかももっぱら製造業に焦点を当てた議論であるため、現在進行形で進んでいた資本移動のグローバル化やサービス経済化が政治経済システムの変化に与えた影響を理論化できていない。実際には、大陸欧州諸国においても経済のサービス化に伴い、産業別の労使協定にカバーされる労働者の割合は減りつづけ²⁷、正規雇用労働者と有期雇用やパートタイムといった非正規労働者との間の二重労働市場化（デュアリズム）による格差拡大が進行している²⁸。では、このような格差拡大をどのように理解すればよいのだろうか。

セーレンによれば、自由型市場経済のように労使協調から経営側が利益を得

²⁵ J. Pontusson, *Inequality and Prosperity: Social Europe vs. Liberal America*, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 2005.

²⁶ Hall and Soskice, *Varieties of Capitalism*, pp. 56-60.

²⁷ W. Streeck, *Re-Forming Capitalism: Institutional Change in the German Political Economy*, Oxford: Oxford University Press, 2009.

²⁸ P. Emmenegger, S. Häusermann, B. Palier, and M. Seeleib-Kaiser eds., *The Age of Dualization: The Changing Face of Inequality in Deindustrializing Societies*, Oxford: Oxford University Press, 2012; B. Palier, and K. Thelen, "Institutionalizing Dualism: Complementarities and Change in France and Germany", *Politics & Society*, vol. 38, no. 1, 2010, pp. 119-48.

ない仕組みでは全般的な自由化が進むが、ドイツのように輸出製造業の労使協調は緊密であるものの、それ以外のサービスセクター労働者や低技能女性労働者の組織化がすすまない場合、製造業の競争力の源泉である団体交渉や技能育成制度での協調は保たれるものの、それ以外のセクターで低賃金化や柔軟化が進むので、格差が広がる。労働組合が、輸出製造業の熟練労働者だけでなく、民間および公共セクターのサービス労働者を包含する形でそれらの利害を代弁しようとするとき、国家レベルの政労使三者協議制度の役割を賃金形成から技能・教育政策形成へと変えることで平等かつ連帯的な政治経済システムが保たれる。つまり、既存の制度を既存の政治連合が維持するだけでは平等主義的政治経済システムは保たれず、それを保つためには新たな政治連合が必要だというわけである²⁹。

このように、格差を縮小し、平等な政治経済システムを維持する制度として、賃金交渉制度や再分配政策ではなく、技能・教育政策といった労働供給側をアップグレードする政策に注目するのが近年の比較政治経済学の特徴である³⁰。かつての議論は、経済のサービス化は生産性の低い、すなわち賃金の低い職を増やすので、経済成長と引き換えに格差拡大を受忍するか、そのような職の拡大を防いで低成長と高失業率を甘受するか、公共セクターが引き受けることで財政規模の際限なき拡大を受け入れるか、これら三方策のいずれかしか採れないと主張した³¹。すなわち、経済のサービス化は、雇用拡大、所得の平等、財政規律の三つの目標のうち二つしか選ぶことができないという「トリレンマ」を各国に迫ると考えられていたのである。

しかし、近年は、経済成長全体が金融・保険・不動産といった情報通信技術（ICT）で生産性を上げた高付加価値サービス業の成長に負っており、サービス産業の拡大が必ず低成長をもたらすとは考えられていない。ここで、平等と成

²⁹ K. Thelen, *Varieties of Liberalization and the New Politics of Social Solidarity*, New York: Cambridge University Press, 2014.

³⁰ M.R. Busemeyer, *Skills and Inequality: Partisan Politics and the Political Economy of Education Reforms in Western Welfare States*, Cambridge: Cambridge University Press, 2015; T. Iversen, and J.D. Stephens, "Partisan Politics, the Welfare State, and Three Worlds of Human Capital Formation", *Comparative Political Studies*, vol. 41, no. 4-5, 2008, pp. 600-37.

³¹ T. Iversen, and A. Wren, "Equality, Employment and Budgetary Restraint: The Trilemma of the Service Economy", *World Politics*, vol. 50, no. 4, 1998, pp. 507-46.

長を両立させられるかどうかは、こうしたダイナミックなサービス産業が必要とする人材を教育・技能形成制度が十分に供給できるかどうかにかかっている。自由型市場経済諸国のように金融・保険・不動産業や ICT 産業と平均賃金の格差が大きい場合、有為な若者は高賃金を求めて高等教育に自らの資金（教育ローンなど）を投資して高度な一般的技能を蓄積するので、こうした産業の必要とする人材の供給が不足することはない。しかし、集権的賃金交渉制度と連帯的賃金を特徴とする調整型市場経済では、こうした高付加価値サービス業の賃金プレミアムが減少するので、何もなければ高度な技能を備えた人材の供給不足となる。社会民主主義レジームの対応策は、無償の高等教育への公的な投資を拡大し、高等教育修了者の数を増やすことであった³²。そして、北欧諸国では国レベルでの集権的賃金交渉制度が 1980 年代に産業別の仕組みへと移行したものの、政労使による協調体制という制度枠組みを研究開発政策や高等教育政策を話し合う場へと「転用」することで成果を挙げたという指摘は興味深い³³。

さらに、平等と成長を両立させる方策として欧州の福祉国家研究者に支持者が多いのが、「社会的投資戦略」というアプローチである³⁴。ここでいう社会的投資とは、ある種の社会政策を、失業・疾病・老齢といった社会的リスクに対する事後的な補償としてではなく、将来的に経済成長という果実をもたらす投資として捉える見方を指している。現代の知識基盤経済（knowledge-based economy）では、常に学び続けることができ、変化の激しい環境に適応できる能

³² B. Ansell, and J. Gingrich, "A Tale of Two Trilemmas: Varieties of Higher Education and the Service Economy", In *The Political Economy of the Service Transition*, edited by Anne Wren, Oxford: Oxford University Press, 2013, pp. 195-224; A. Wren, M. Fodor, and S. Theodoropoulou, "The Trilemma Revisited: Institutions, Inequality, and Employment Creation in an Era of ICT-Intensive Service Expansion", In *The Political Economy of the Service Transition*, edited by Anne Wren, Oxford: Oxford University Press, 2013, pp. 108-46.

³³ D. Ornston, *When Small States Make Big Leaps: Institutional Innovation and High-Tech Competition in Western Europe*, New York: Cornell University Press, 2012; D. Ornston, "Creative Corporatism: The Politics of High-Technology Competition in Nordic Europe", *Comparative Political Studies*, vol. 46, no. 6, 2013, pp. 702-29.

³⁴ G. Bonoli, *The Origins of Active Social Policy: Labour Market and Childcare Policies in a Comparative Perspective*, Oxford: Oxford University Press, 2013; G. Esping-Andersen ed. *Why We Need a New Welfare State*, Oxford: Oxford University Press, 2002; A. Hemerijck, *Changing Welfare States*, Oxford: Oxford University Press, 2013; A. Hemerijck, *The Uses of Social Investment*, Oxford: Oxford University Press, 2017; N. Morel, B. Palier, and J. Palme eds., *Towards a Social Investment Welfare State?: Ideas, Policies and Challenges*, Bristol: Policy Press, 2012.

力を備えた人材こそが経済成長の駆動力であり、こうした人的資本の形成に資する社会政策を投資とみなそうということである。具体的な政策としては、幼児教育・保育、学校教育、職業訓練、仕事とケアの両立支援施策、ひとり親の就労支援施策、などを含む³⁵。この社会的投資戦略は、かつてフェミニスト福祉国家論が問題にしたケア負担を負う女性の賃労働へのアクセス支援を自家薬籠中の物とし、こうした政策を充実することで経済成長と平等を両立している北欧諸国を鑑とすることで、福祉政策の拡充が経済成長へと結びつく処方箋を書くことを意図している。ただし、フェミニスト福祉国家論では賃労働と家庭内ケア労働の両立支援施策が、公的領域と私的領域におけるジェンダー間不平等の是正策という意味合いを有していた一方、社会的投資戦略ではそれらは女性の人的資本蓄積のための道具の位置しか与えられていないという批判は正鵠を得ている³⁶。

7. まとめ

本報告は、格差と不平等をめぐる比較政治経済学の研究を概観してきた。ここまでの議論から明らかなように、比較政治経済学は賃金決定方式のように市場所得の分配における格差と、福祉国家による再分配後の格差の両方を視野に入れて、経済的不平等を分析してきた。また、フェミニスト福祉国家論との対話を経て、政治経済システムが規定するジェンダー間の不平等にも視野を広げている。そして、歴史的制度論にもとづく比較政治経済学的研究は、賃金交渉制度や社会保障制度、および教育訓練制度といった、それぞれの国が歴史の中で形成してきた「制度」に焦点をあて、国家間あるいはレジーム間の差異を説明しようとしてきたのである。

しかし、そうした政治的・経済的制度がどれだけ独立した効果を格差や不平等に与えるのかは、これまでの研究からは明らかとはいえない。ネオ・コーポラティズム論や権力資源動員論では、労使の利害の一致が制度を存続させてい

³⁵ N. Morel, B. Palier, and J. Palme, "Beyond the Welfare State as We Know It?", In *Towards a Social Investment Welfare State?: Ideas, Policies and Challenges*, edited by Nathalie Morel, Bruno Palier and Joakim Palme, Bristol: Policy Press, 2012, pp. 1-30.

³⁶ C. Saraceno, "A Critical Look to the Social Investment Approach from a Gender Perspective", *Social Politics*, vol. 22, no. 2, 2015, pp. 257-69.

るのであり、労使いずれかの利害が変われば制度は変化する。もちろん、制度そのものがそれを支えるアクターを生み出す経路依存性が、特に社会保障制度については指摘できるが(Pierson, 1994, 1996)³⁷、基本的には労使の利害とパワーバランスが平等な政治経済システムの維持可能性を規定することになる。他方、生産-福祉レジームを制度的補完性で結びつけた制度が生み出す「ナッシュ均衡」として捉える資本主義の多様性論は、制度に独立した役割を与えているとはいえる。しかし、資本主義の多様性論は、レジーム間の差異は捉えられるものの、目の前で起きている変化を静態的な制度的補完性の視角からは説明できないという問題を抱えている。

では、格差や不平等を理解するうえで「制度」を問う意味はもはやないのであろうか。必ずしもそうとは言えまい。一方にはグローバルな仕組みとしての資本主義経済体制の変容や産業構造の変化といった構造的要因があり、構造変化に伴って経営者や労働者といった個々のアクターの選好も変わる。しかし、北欧諸国が1990年代にICT製造業やソフトウェア産業にシフトする際、政労使の三者協議制度の遺制がその触媒となったように³⁸、現存する制度はある構造のもとで各アクターが取り得る戦略を限定する。比較政治経済学は、経済・社会構造の変化と既存の制度との交互作用効果(interaction effects)を丹念に描いていく必要があるだろう。

³⁷ P. Pierson, *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994; P. Pierson, "The New Politics of the Welfare State", *World Politics*, vol. 48, no. 2, 1996, pp. 143-79.

³⁸ Ornston, *When Small States Make Big Leaps*; Ornston, "Creative Corporatism", pp. 702-29.